

新規就農のご案内



宮城県の農業

1. 農業産出額等

1. 農業産出額等

1,737億円
(令和4年)

生産量全国上位の品目

- せり、パプリカ 1位
- つるむらさき、大豆 2位
- 米、そば 5位
- 肉用牛、乳用牛 9位
- いちご 10位



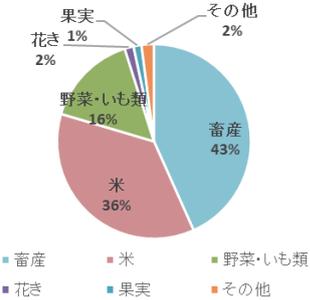
生産量(飼養頭数)が全国上位の品目

品目	順位	生産量等(トン、頭)	備考
せり	1	424	R2年産
パプリカ	1	1,370	R2年産
つるむらさき	2	149	R2年産
大豆	2	15,800	R4年産
米	5	344,700	R5年産
そば	5	476	R4年産
肉用牛	9	80,100	R5.2.1時点
乳用牛	9	17,100	R5.2.1時点
いちご	10	4,870	R4年産

農業産出額上位10品目(令和4年)

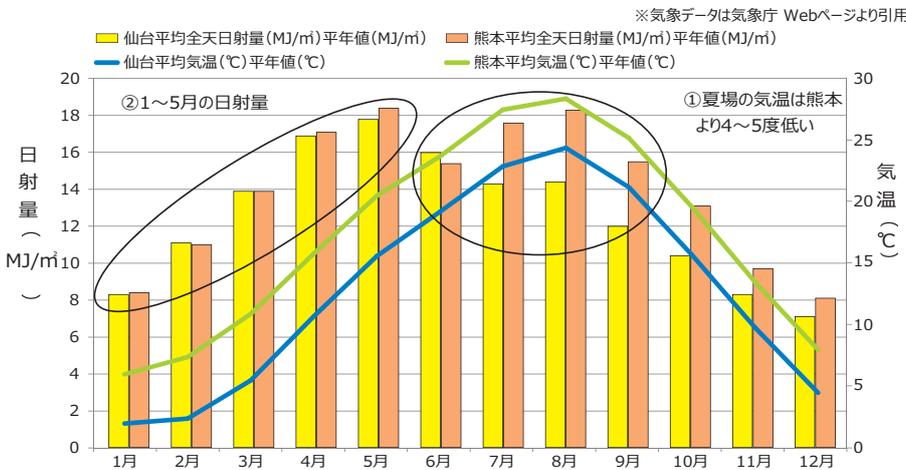
順位	品目	構成比(%)	産出額(億円)
1	米	36.3	630
2	肉用牛	15.1	263
3	鶏卵	8.8	153
4	豚	7.7	134
5	生乳	7.0	122
6	いちご	3.6	63
7	ブロイラー	3.5	61
8	きゅうり	1.8	31
9	ねぎ	1.7	30
10	大豆	1.6	28

令和4年 品目別構成割合



出典：農林水産省「生産農業所得統計」「作物統計調査」「地域特産野菜生産状況調査」「畜産統計調査」

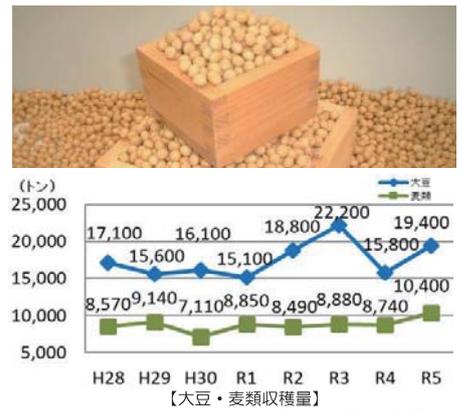
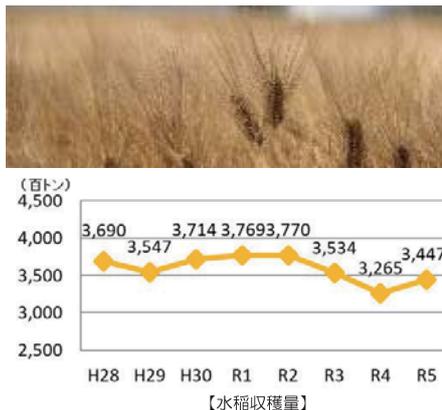
2. 生産環境について



- ①平均気温
熊本県(熊本)と比較すると、夏場は4~5℃低い。
- ②日射量
1~5月の日射量は熊本県(熊本)とほぼ同じが多い。
- ③積雪量
東北地方の中でも冬場の積雪量が少ない。

- ①夏の平均気温が低い
→夏越栽培に適する!
- ②日射量
→光合成には日射量が一番重要!
- ③雪が少ない
→ハウスが潰されるような積雪が少ない!

3. みやぎの米・大豆・麦類

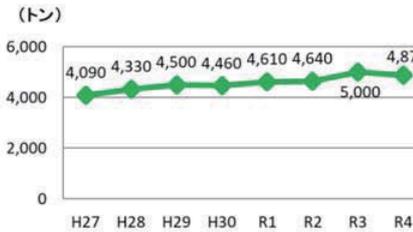


出典：農林水産省「作物統計調査」

4. みやぎの園芸



県育成いちご品種「にこにこベリー」



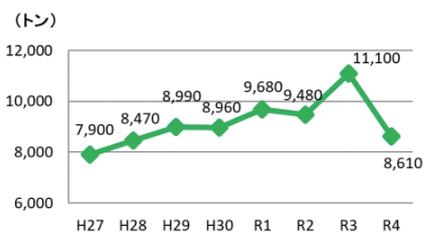
【いちご】



県内で生産の盛んなきゅうり、トマト



【きゅうり】



【トマト】



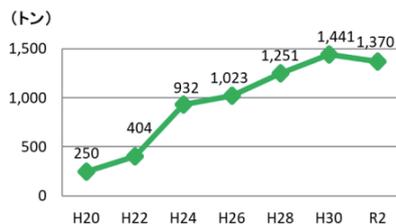
仙台発祥の「仙台曲がりねぎ」



【ねぎ】



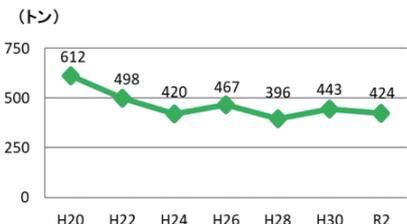
生産量全国1位 パプリカ



【パプリカ】



生産量全国1位 せり



【せり】



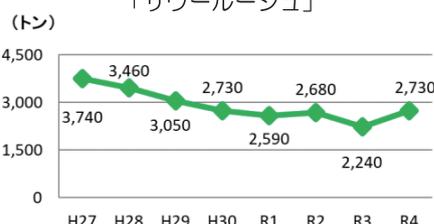
果樹の県主要品目
日本なし



【日本なし】



県育成りんご品種
「サワールージュ」



【りんご】

「河北せり」、「仙台せり」は地理的表示（GI）保護制度に登録されています。

農業を仕事にするためには、次のステップが必要です。

STEP 1 情報収集と就農相談..... p1

農業を始めるためには、どの地域で、どんな作物を作りたいかという具体的な目標を立てることが必要です。そのためにはネットや県、市町村で行われている相談会で情報を収集しましょう。



STEP 2 自分が目指す「就農」スタイルを見つける p3

ステップ1で仕事としての農業を認識したあとは、次に自分が目指す「就農」スタイルを見つける必要があります。就農スタイルには、「農業法人等に就職する（雇用就農）」「農地や営農機械を自身で所有し、農業経営をする（独立自営就農）」「親や親族の農業を継承する（親元就農）」の3つのスタイルがあります。それぞれのスタイルで就農に向けての準備が違ってきます。どのスタイルで就農するにしても、まずは強い決意が必要です。それに加え、農業に関する知識や技術が必要となります。



STEP 3 基礎技術を身に着ける p4

ステップ2で目指す就農スタイルが見えてきたら、農業経験が少ない場合、まずは基礎技術を習得しましょう！

基礎技術を習得する手段に、研修があります。主な研修として、1. 研修教育施設で研修する、2. 先進農家等で研修する、3. 農業法人等に就業して実践を積む、の3つがあります。



STEP 4 就農に向けた準備 p6

農地の確保、住居の確保、資金計画、就農計画の作成。



独立自営就農の場合..... p6

雇用就農の場合 p10

親元就農の場合 p11

参 考 資 料

- 1 新規就農者向けの支援制度 p12
- 2 一般社団法人宮城県農業会議からの情報提供 p14
- 3 宮城県内市町村の産地提案書..... p15
- 4 関係機関の連絡先一覧..... p23

1 情報を収集する

- (1) 宮城県農業経営・就農支援センター 就農支援窓口

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/nosin/syunoshien.html>

- (2) 新規就農ポータルサイト
- <https://miyagi-syunoshien.com/>



- (3) 農業をはじめ .JP
- <https://www.be-farmer.jp/>



- (4) 先輩農業者のSNSやHPをしてみる。

2 農業現場を見学・体験する

- (1) 農業インターンシップ

農業という職業を知ってもらうことを目的に、農業法人等で就業体験ができる制度です。

〈みやぎ農業振興公社が実施している農業インターンシップ〉

就農相談会の参加者で相談内容から農業現場での体験が有効と判断される相談者等に対し、みやぎ農業振興公社が農業体験（見学や3日以上短期研修）をマッチングします。

直接、[みやぎ農業振興公社](https://www.miyagi-nogyo.com/)担い手育成部担い手育成班（TEL：022-342-9190）にお問い合わせください。

- (2) アルバイト・パートでの短期就農をしてみる

アルバイトやパートとして、農業法人等に就職する方法です。実際の農業現場で働くことで、就農するイメージをつかむことができます。下記のマッチングアプリ等を活用する方法等があります。

●JAみやぎ中央会等が利用を推進しているマッチングアプリ

- ・一日農業バイト daywork（鎌倉インダストリーズ（株））バイト関係サイト
<https://day.work/>

<https://day.work>

●その他のマッチングアプリの例

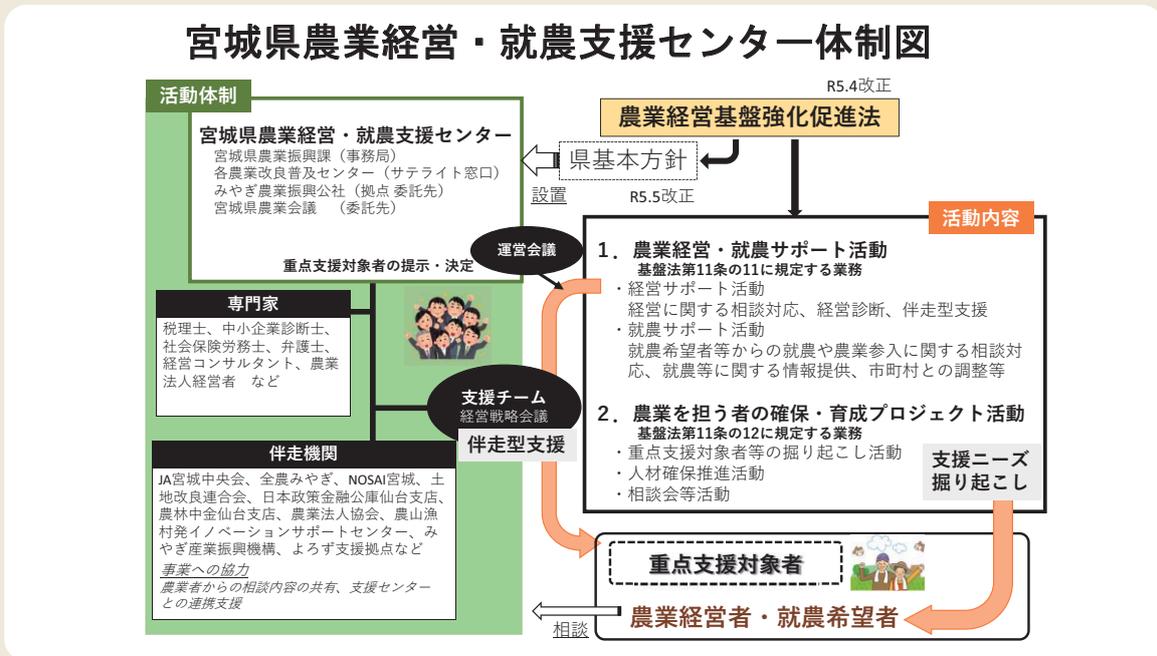
- ・農 mers（株式会社マイナビ）
- ・Timee（株式会社タイミー）
- ・FUL CAST（株式会社フルキャスト）
- ・あぐりナビ（株式会社アグリメディア）
- ・インディード（株式会社リクルート）
- その他

3 就農相談に参加する

ある程度方向性が決まったら、「宮城県農業経営・就農支援センター」等が開催する就農相談会に参加しましょう。就農相談では、インターネットにはない情報が得られるほか、細かい疑問点を解消してくれます。

(1) 宮城県農業経営・就農支援センター

宮城県農業経営・就農支援センター（以下：就農支援センター）は、農業経営基盤強化促進法に基づき宮城県が設置しています。



就農支援センターでは、随時相談者に対応するとともに定期的に相談会を行っています。相談はオンラインでも対応しています。

相談
無料

① 定例就農相談会

開催日：毎月第2・第4水曜日

場所：宮城県仙台合同庁舎

（仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17）（オンライン相談も可）

※予約制です。事前に公益社団法人みやぎ農業振興公社担い手育成班にお問い合わせください。

TEL：022-342-9190 FAX：022-275-9195

E-mail：s-sodan@miyagi-agri.com

新規就農に関するご相談フォーム

<https://miyagi-syunoshien.com/pages/4/>



② サテライト窓口

県農業改良普及センター（連絡先は P23 をご覧ください）

就農相談の事例

代表的な相談内容としては、次のようなものが挙げられます。あらかじめ整理しておく、より具体的に相談でき、得られる情報も多くなります。

- ・目指す就農タイプは何か
- ・何の品目を栽培するか
- ・どのような経営を行うか
- ・必要な農地面積
- ・就農予定地はどこか
- ・栽培技術はどうやって身につけるか
- ・どのくらいの労働力が必要か
- ・農地を確保できるか

(2) その他の相談窓口

① 市町村、農業委員会（連絡先は P23 及び裏表紙をご覧ください）

※事前に連絡をとってから訪問しましょう。

② 「新・農業人フェア」等の大規模就農イベント

※2025年度の開催地及び開催時期については未定です。

別途、「農業をはじめの.jp」<https://www.be-farmer.jp/>等のホームページ等をご確認ください。

ステップ1で仕事としての農業を認識したあとは、次に自分が目指す「就農」スタイルを見つける必要があります。就農スタイルには、「農地や営農機械を自身で所有し、農業経営をする（独立自営就農）」「農業法人等に就職する（雇用就農）」「親や親族の農業を継承する（親元就農）」の3つのスタイルがあります。

それぞれのスタイルで就農に向けての準備が違ってきます。どのスタイルで就農するにしても、まずは強い決意が必要です。それに加え、農業に関する知識や技術が必要となります。

1 農業経営をする（独立自営就農）

農地や営農機械を自身で所有し、農業経営をするのが独立自営就農です。独立自営就農は、設備を揃えるための資金が必要です。また、会社経営と同じく、自分が社長になって栽培計画や資金繰り、販売戦略等を決めていかなければなりません。ハードルは高い一方、やりがいも大きいです。自分で物事を決めたい人や、自分でやりたい農業がある人に向いています。

独立自営就農をするためには、栽培や資金繰りの計画をしっかりと立てるとともに、農地や住まい、営農機械を確保しなければいけません。こうした計画は、就農する地域や栽培する品目によって異なるため、型にはまった答えはありません。自分が目指す農業はどのようなものか、実現するためにはどうすれば良いかを、じっくり考えましょう。具体的な内容はP6～9をご参照ください。

2 農業法人等に就職する（雇用就農）

宮城県で現在、新規就農する人のうち、最も多い就農タイプが雇用就農です。農業法人や個人の農業経営者のもとで、正規雇用やパート等、自分にあった働き方で就農することができます。

雇用就農は、農地や営農設備がなくても就農できるため、他の就農スタイルに比べてハードルが低いと言えるでしょう。また、いずれは独立自営就農を目指すが、今は技術や資金がなくて不安という場合は、まず雇用就農をするのも選択の一つです。

雇用就農を目指す場合、雇用先の法人と自分の意向をすり合わせる事が大切です。法人はどんな人材を求めているのか、自分はどのように働きたいかを明確にし、お互い良い関係を築きましょう。

雇用就農に関する内容は、P10も合わせてご覧ください。



3 親や親族の農業を継承する（親元就農）

親元就農は、農地や農業機械等が揃っていることが多いので、独立自営就農に比べ初期投資を抑えることができます。また、両親が築いた地域や関係機関との信頼関係を引き継ぐというメリットがあります。

しかし、いずれは自分が経営者になることを意識していないと、いざ経営を継承したときに困ってしまいます。スムーズに経営継承するために、親子間のコミュニケーションを図り、継承の時期や今後の経営について話し合いを進めましょう。具体的な内容はP11をご参照ください。

ステップ2で目指す就農スタイルが見えてきたら、農業経験が少ない場合、まずは基礎技術を習得しましょう！
基礎技術を習得する手段に、研修があります。主な研修として、1. 研修教育施設で研修する、2. 先進農家等で研修する、3. 農業法人等に就業して実践を積む、の3つがあります。
研修方法は下記のとおりです。

1 研修教育施設で研修する

県内には、基礎から応用まで体系的・総合的に実践的な知識や技術を学ぶことのできる『宮城県農業大学校』があります。また、全国には同様の農業大学校や民間の研修教育施設があり、実践的な知識や技術を学ぶことができます。

(1) 宮城県農業大学校が実施する研修

宮城県名取市高館川上字東金剛寺1番地 電話番号：022-383-8138 FAX番号：022-383-5491

※各研修の詳細は、農業大学校ホームページをご覧ください。

[\(https://www.pref.miyagi.jp/site/noudai/\)](https://www.pref.miyagi.jp/site/noudai/)

①宮城県農業大学校（名取教場、古川教場、岩出山教場）への入学

農業経営者・農村地域の指導者を養成する2年制の学校です。高校卒業後に入学する生徒が多いですが、社会人経験者も入校できます。

【学 部】水田経営、園芸、畜産、アグリビジネス

【募集人員】55名（各学部15名、アグリビジネスのみ10名）

【授業料】118,800円/年 ※別途入学金、教材費等の経費が必要

②ニューファーマーズ・カレッジ（名取市 宮城県農業大学校内）

宮城県農業大学校が運営する、社会人等に向けた研修です。

〈農業チャレンジクラス〉農業初心者を対象とした研修

主に土曜開催で、全10回の講座を4月～11月に実施します（月1回程度）。

全員での栽培実習等を行います。

〈農業マスタークラス〉独立就農を目指す人を対象とした研修

主に野菜に関する高度な知識や技能の修得と、販売や農業機械操作まで農業経営全般について研修します。期間は1年間で、全30回の授業のほか、パイプハウスと露地圃場を利用した栽培実習があります。募集人員は10名程度、受講料は年間15,000円（※新規就農者育成総合対策（就農準備資金）を利用する場合は年間100,000円）です。

③農業機械研修（名取市 宮城県農業大学校内）

大型特殊免許及びけん引免許（農耕用）の取得に必要な専門知識及び技能について研修します。

大型トラクター基本研修（単体・けん引）は年数回実施しています。この研修では、農業大学校内のコースで実技も学びます。

農業機械整備研修では、年1回程度、農業機械を安全かつ効率的に運用するための講座を実施します。

④聴講研修（名取市 宮城県農業大学校内）

宮城県農業大学校の各学部で、専門の講師陣による授業を学生と一緒に受講することができます。

聴講可能な科目や時間割等は年により異なりますので、農業大学校研修班へお問い合わせください。

(2) 公益社団法人国際農業者交流協会が実施する研修（海外農家等研修）

公益社団法人国際農業者交流協会（JAEC）

〒144-0051 東京都大田区西蒲田5-27-14 日研アラインビル8階 TEL：03-5703-0251

農業研修生派遣事業により派遣される農家及び農場等での研修です。

【派遣先】アメリカ、デンマーク、スイス 等

<https://www.jaec.org/>

★関係する支援制度

研修教育施設での研修を受ける場合、国の支援制度を活用できる場合があります。

2 先進農家等で研修する

県が認定する研修機関や個別で研修生を受け入れている先進農家・農業法人があります。県が認定する研修機関等での研修については就農支援センターにご相談ください。



3 農業法人等に就業して実践を積む

農業法人等（個別経営体含む）での実践的研修を通じて、技術や経営ノウハウを学ぶのも手段のひとつです。独立就農希望者にとっては、就農希望地で研修を行うことで、地域の人々と信頼関係を育むことができ、円滑な就農へ向けた助走期間にもなります。

『独立自営を目指す人も雇ってもらえるの?』と思うかもしれませんが、農業に前向きに取り組む人であれば、受け入れてくれる法人もあります。自分の思いを法人にきちんと伝え、良い関係を築きましょう。

4 地域おこし協力隊として活動する

地域おこし協力隊とは、地方自治体が都心部に住む人を、地域の活性化を目的に募集する制度です。募集に応じて採用された隊員は、その地方自治体の委嘱を受け、地域を振興させるための事業や、農業や酪農などの第一次産業の支援に従事します。

現在、県内の市町村では、「新規就農」を目的とした地域おこし協力隊を募集している事例があります。地域おこし協力隊として任期中に農業支援を行いながら、農業技術を身につけることができます。



独立自営就農の場合

ステップ3で技術・経営等に関する研修をうけ、独立自営就農を目指す場合は、次の①～⑧について準備しましょう！

【独立自営就農に向けた準備】

- ① 営農計画を立てる ② 資金計画を立てる ③ 認定新規就農者になる ④ 農地を準備する
⑤ 町村が作成する地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置付けてもらう
⑥ 機械や施設を取得する ⑦ 住居を確保する ⑧ 地域社会への参画

1 営農計画を立てる

『どの品目を栽培するのか』『面積はどのくらい必要か』『収入は何円見込めるか』『人手は何人必要か』等、円滑に就農を始めるためには営農計画を立てる必要があります。営農開始にあたり、農地を借りたり、営農地の市町村の認定新規就農者になるためには、この営農計画が重要になります。

以下は営農計画書の簡単な例です。

営農計画

	品目①	品目②	合計
栽培品目			
面積・規模			
生産量			
単価			
収入 (A)			
費用 (B)			
所得 (A-B)			
労働力			

年間作業スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
品目①												
人数												
品目②												
人数												

※いわゆる『どんぶり勘定』で経営を始めるのは、非常にリスクが高いです。『自分が社長』という意識を強く持ち、何を作るか、どのくらいの量を作るか、いくらで売れるのか等をきちんと整理しましょう。また、自分が就農する地域ではどのような営農をしているか、事前に確認しましょう。

2 資金計画を立てる

種代や肥料代等、営農するのに資金が必要になります。また、現金収入が入るようになるまでの生活資金も必要です。必要な営農資金について綿密に計画を立てましょう。

下図は就農1年目の費用と自己資金についての統計データです。実際に1年目に営農にかかった費用は平均で755万円となっています。

就農1年目の費用と自己資金（新規参入者）

単位：万円

	営農面												生活面自己資金			就農1年目 農産物売上高				
	機械施設等 A			必要経費 B			費用合計 A+B		自己資金 C			差額 C-(A+B)								
	件数	平均	中央値	件数	平均	中央値	平均	中央値	件数	平均	中央値	平均	中央値	件数	平均	中央値	件数	平均	中央値	
集計対象全体	2,238	561	250	2,174	194	100	755	350	1,928	281	150	-474	-200	1,834	170	100	1,724	343	150	
経過年数 就農後	1・2年目	648	628	275	631	202	100	830	375	565	291	150	-540	-225	542	180	100	458	280	100
	3・4年目	444	598	300	432	209	100	806	400	383	303	180	-503	-220	362	165	100	387	346	160
	5年目以上	994	509	278	967	192	100	701	378	861	264	180	-436	-198	822	169	100	861	379	197
就農時年齢	29歳以下	296	488	200	291	204	100	692	300	261	207	100	-485	-200	249	100	100	248	326	133
	30～39歳	994	591	300	965	203	100	794	400	848	251	150	-543	-250	821	162	100	819	378	180
	40～49歳	663	571	300	647	198	100	769	400	586	300	200	-469	-200	561	198	150	540	329	150
	50～59歳	103	500	200	96	153	70	653	270	90	528	225	-126	-45	79	310	200	76	247	45
	60歳以上	43	422	200	42	80	50	502	250	37	558	300	56	50	29	136	120	28	73	30
現在の販売金額 第1位の作目	水稲・麦・雑穀類・豆類	147	363	200	144	126	60	489	260	130	302	190	-187	-70	120	127	100	104	196	100
	露地野菜	734	303	200	720	128	100	431	300	644	238	150	-193	-150	607	151	100	581	227	100
	施設野菜	699	884	500	682	252	150	1,136	650	592	321	200	-815	-450	587	186	150	563	480	300
	花き・花木	69	594	200	68	187	100	781	300	57	275	200	-506	-100	55	127	100	54	289	268
	果樹	347	300	200	338	119	100	419	300	298	247	150	-171	-150	285	202	150	259	195	120
	その他耕種作目	52	411	200	49	225	100	636	300	48	302	100	-334	-200	40	147	100	40	314	164
	酪農	39	2,811	2,500	29	1,091	800	3,903	3,300	32	581	300	-3,322	-3,000	29	216	200	22	2,359	2,050
	その他畜産 その他	59 49	815 446	300 200	53 47	499 252	120 100	1,314 698	420 300	48 41	270 322	200 200	-1,044 -376	-220 -100	43 35	115 179	100 100	44 37	590 308	50 76

出展：全国新規就農相談センター 新規就農者の就農実態調査（2022年）

できる限り自己資金を活用することが望ましいですが、公的な制度等を活用するのも有効です。

【新規就農者が活用できる代表的な支援制度】 P12参照

1. 経営発展支援事業

就農後の経営発展のために必要な機械・施設等の導入を支援します。

2. 経営開始資金

年間最大150万円を、最大3年間受給することができます。

3 認定新規就農者になる（青年等就農計画の認定）

明確な農業経営の目標が定まり、これから新たに農業経営を開始することになったら、市町村から「青年等就農計画」の認定を受け、「認定新規就農者」になりましょう。

「青年等就農計画」は市町村で策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」に照らして適切な場合に、市町村から認定を受けられます。「認定新規就農者」になると、制度資金の活用やメリット措置があります。

青年等就農計画の申請をする場合には就農予定地の市町村や農業改良普及センターにご相談ください。

就農計画認定手続きのながれ



1. 対象者（青年等就農計画の申請者）

その市町村の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等※

※青年（原則18歳以上45歳未満）、効率的かつ安定的な農業経営を営むために活用できる知識・技能を有する者（65歳未満）、これらの者であって、法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の大過半数を占める法人。

※農業経営を開始してから一定期間（5年）以内のものを含み、認定農業者を除く

2. 青年等就農計画の認定

市町村は、申請された青年等就農計画が次の要件を満たす場合にその認定を実施。

- ① その計画が市町村の基本構想に照らし適切であること
- ② その計画が達成される見込みが確実であること 等

3. 認定新規就農者のメリット措置

- 青年等就農資金（無利子融資）
- 経営発展支援事業
- 経営開始資金
- 担い手確保・経営強化支援事業
- 農地利用効率化等支援交付金
- 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- 認定新規就農者への農地集積の促進
- 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

参考）認定新規就農者制度について（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nintei_syunou.html

4 農地を準備する

農地の取得は、農業を始めるのに避けられない重要な課題です。

農地を買ったり借りたりする場合には、農地法に基づく市町村の農業委員会の許可や、農地中間管理機構を通じた契約等が必要になります。この許可にあたっては、下記の要件を満たす必要があります。

- ① **全部効率利用要件** 農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと
 - ② **農作業常時従事要件** 個人の場合は農作業に常時従事すること（原則として年間150日以上。ただし、作物や経営方法等により必要な農作業従事日数が150日未満となる場合でも認められることがあります。）
 - ③ **農地所有適格法人要件** 法人の場合は農地所有適格法人であること
 - ④ **地域との調和要件** 周辺の農地利用に悪影響を与えないこと
- ※その他の許可要件もありますので、農地のある市町村の農業委員会にお問合せください。

■農地を取得するために

- 農地を取得したい場合、まずその農地がある市町村の農業委員会に相談しましょう。
- ただし、農地の相談窓口に行けば必ず農地情報が得られるとは限りません。農地は所有者である農家にとって生産基盤であるとともに、代々守ってきた財産でもあるため「見ず知らずの人には貸したくない」、「荒らされるのではないかな」などの理由から、誰にでも貸してもいいという農地は決して多くはありません。
- 農業委員会に相談に行くとともに、親戚や知人で農地情報を持っている人がいないか探してみましょう。
- また、農地を取得するために一番重要なことは「信頼」です。その地域で認知され、この人になら貸してもいいという信頼を得れば、農地を取得しやすくなります。信頼を得るために、農業体験や研修期間中に地域行事等へ積極的に参加し、人脈を作ることも大切です。

■農地の選び方

- 農地の条件は農業経営に大きく影響してくるので慎重に選ぶ必要があります。
- 面積や土壌条件、日照条件、水利権、排水性、傾斜、鳥獣被害の有無、借地料等の農地の条件を十分に確認した上で農地の選定を行きましょう。
- 品目によって適した条件は異なるので、研修先の先進農家や農業改良普及センター等の関係機関に相談しましょう。

5 市町村が作成する地域計画の「地域内の農業を担う者一覧」に位置付けてもらう

地域計画とは、これまで耕作してきた農地を次の世代も耕作していくために、「地域農業をどのように維持・発展していくのか」「将来、地域の農地を誰が利用するのか」について、地域の農業者等を中心に話し合い、将来の地域の農地利用の姿を明確にするために策定する計画です。農村地域で独立自営就農する場合、地域計画に位置付けてもらうことにより、地域の担い手としての認知につながり、営農への協力が得られやすくなります。また、国などの支援制度も受けやすくなります。

6 機械や施設を取得する

機械や施設を揃えるには、多くの資金が必要になります。

種苗費や肥料・農薬費など、収穫量の多少に関わらず必要な経費もありますので、それらを考慮したうえで、機械や施設の取得を考える必要があります。経営規模や用途により、必要な機械の規模も異なるので、過剰装備とならないようによく検討しましょう。

中古品を活用する等、経費を抑える工夫も大切ですが、機械が故障しないよう手入れを行う必要があります。



◆主な農機具等の1台あたりの購入価格（農業物価統計（令和6年平均））

種 類	価 格（円）	種 類	価 格（円）
くわ	6,100	乗用型トラクター（15PS 内外）	1,792,000
刈払機（草刈機）	72,440	乗用型トラクター（25PS 内外）	3,036,000
人力噴霧機	25,440	乗用型トラクター（35PS 内外）	5,231,000
動力噴霧機	214,100	自走式運搬車	686,100
動力耕うん機	615,200	軽四輪トラック	1,058,000

※上記価格は販売店によって差がありますので、大まかな目安としてください。

7 住居を確保する

農業を始めようとする場合、農地の確保とともに住居の確保が必要になります。農作物の栽培は自然条件にも左右されるため、適切な栽培管理をしていくためには、できるだけ住宅が農地の近くにあることが望ましいです。住宅を新築するとなれば、多額の費用がかかりますので、当面は就農希望先の市町村等を通じて公営住宅やアパートを借りる例が多いです。空き家を紹介している地域もあるので、就農希望先の市町村窓口をお尋ねください。

移住に関する相談窓口 みやぎ移住サポートセンター

（電話：022-216-5001、ホームページ：<https://miyagi-ijuguide.jp/>）

8 地域社会への参画

農業を始めるといえることは、その集落で生活し、地域社会を構成する一員となることです。地域では、直接営農に関わる共同作業等のほか、様々な行事があります。集落の一員として積極的に地域行事へ参加し、地域にとけ込みましょう！地域の人たちから、営農に関するアドバイスも受けやすくなります。

雇用就農の場合

雇用就農は、自身で機械や農地を持たなくとも就農できるというメリットがあります。

農業法人等に就職した方の中には、法人の中で力を発揮し会社の責任者となるケースや、何年か従業員として経営を積んでから独立するケースもあります。

また、農業法人が求めるのは、農業技術だけではなく、機械整備が得意な人、営業ができる人、現場の指揮を取れる人など、求められる人材は様々です。

自分ができること、やりたいことを整理し、希望する法人と交渉しましょう。



1 農業法人等で働く目的を明確化する

- 農業法人で働くこと自体が目的か、将来の独立のためのステップなのか
- 農業法人でどんな仕事を行いたいのか（農作業、加工、販売、事務など）
- 将来は法人の中でどのような立場になりたいのか（作業員、現場管理、経営担当など）
- どんな労働条件を希望するか（給与、労働時間、休日など）

2 希望する農業法人の求人情報を探す

① 次の無料職業紹介所を利用する

- 公益社団法人みやぎ農業振興公社 <http://www.miyagi-agri.com/ninaite/syokugyou/>
- 全国新規就農相談センター <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/recruit/>
- ハローワーク <https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

② イベント等を利用する

- 新・農業人フェア等の大規模就農相談会

③ その他、各新規就農相談窓口で情報が得られることもあります。

求人情報を出していなくても、就職希望者がいれば雇用するという法人もありますので、就職を希望する農業法人があれば、まずは問い合わせてみましょう。

3 勤務内容等の確認

希望する農業法人等が見つかったら、見学や農業体験が可能か問い合わせてみましょう。

見学等により就職の意思が固まったら、法人等の採用担当者に勤務内容、勤務条件、労働保険や社会保険その他福利厚生などについてよく確認し、また、自身が描く将来像などについてもしっかりと伝えた上で、お互いが合意したならば労働契約を結びましょう。

4 働きながら学びたい方は…

国では、雇用就農者の確保・育成を推進するため、就農希望者を新たに雇用する農業法人等に対して資金（雇用就農資金）を交付します。また、農業法人等がその職員等を次世代の経営者として育成するために国内外の先進的な農業法人や異業種の法人へ派遣して実施する研修を支援します。

雇用就農資金には以下の3タイプがあります。

- (ア) 雇用就農者育成・独立支援タイプ
- (イ) 新法人設立支援タイプ
- (ウ) 次世代経営者育成支援タイプ

https://www.be-farmer.jp/training_informations/h

親元就農の場合

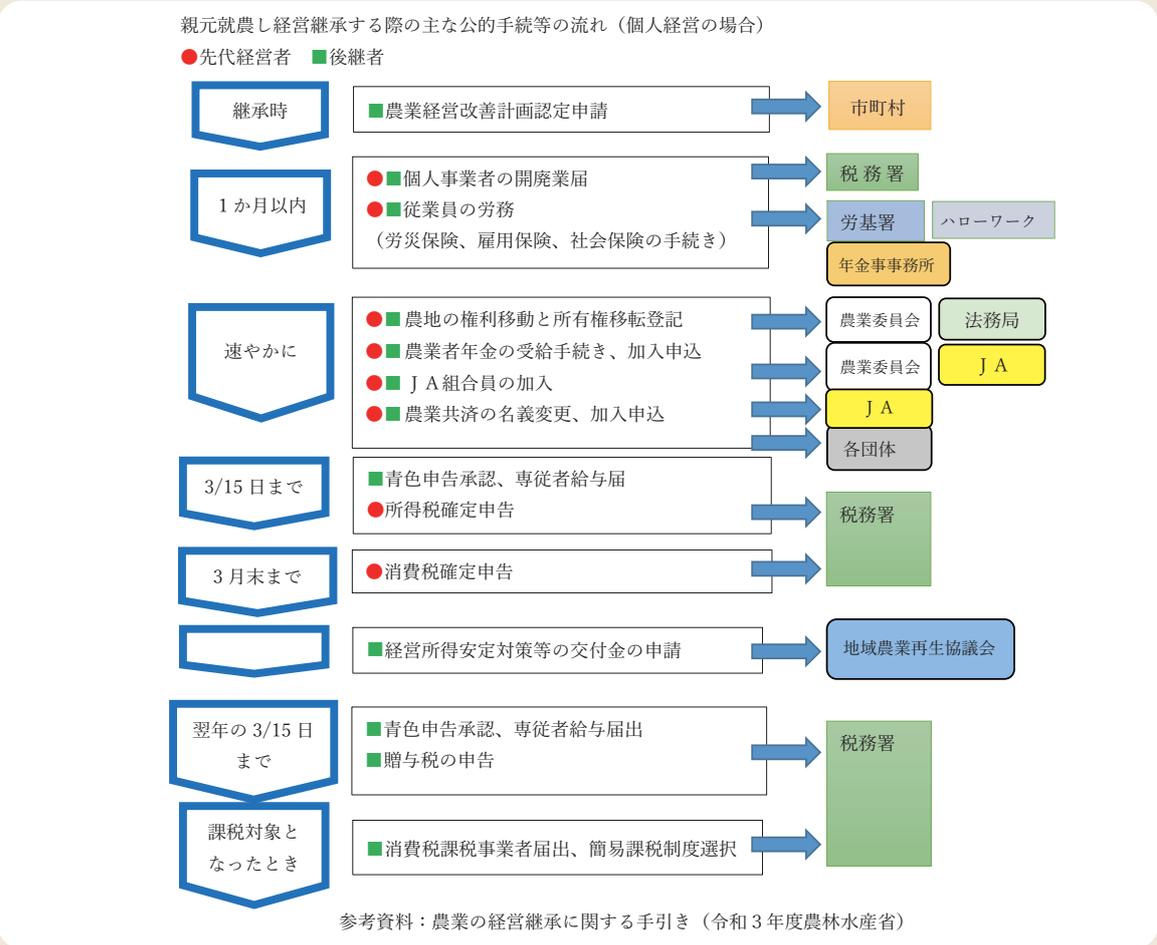
農家を継ぐという大きな決断をしたならば、親の経営の知恵や技術をそのまま引き継ぐだけでなく、新しい時代に即した自分なりの農業経営を目指すことが必要です。そのためには、事前準備と計画が重要になります。

1 実家の農業に就農する前の準備

- ①まず、農業についての知識とスキルを身につけることが基本。これはステップ3を参考にしてください。
- ②将来の経営プランを立てる。
現在の農業経営の状況を把握するとともに、これからどの作物をどの規模で栽培するか、販売先はどうかなど、明確なビジョンを持つことが大切です。
- ③親とのコミュニケーションの充実を図る。
親はこれまでに培った技術、経営のノウハウを持っています。就農に際しては、意見の相違があることは珍しくありません。先ずはお互いの立場を理解し、尊重するためには、コミュニケーションの機会を充実させお互いの価値観を認め合うことが大事です。

2 親元就農における法的手続き

親の経営にそのまま就農する場合には、就農前にサラリーマン等だった場合には年金等の手続きが必要です。親が離農し子に事業継承する場合は、次のような手続きです。特に相続税や農地の承継に関して、法的な知識が必要となります。相続税には節税措置があるため、税理士と相談しながら適切な計画を立てましょう。また、農地法による農地の承継には、農地委員会の許可が必要な場合があり、その手続きには時間がかかることがあります。そのため、早めに情報を得て、必要な手続きを着実に進めることが大切です。





1. 新規就農者向けの支援制度

就農準備資金

新規就農を目指す方が、就農に向けて、県が認定する研修機関等で研修を受ける場合に交付されます。

- (1) 交 付 額 年間最大150万円
- (2) 交付期間 最長2年間（海外研修を行う場合は最長3年間）
- (3) 対 象 者 就農に向けて、県農業大学校や先進農家等、県が認定する研修機関等で研修を受ける者
- (4) 主な採択要件

- ①就農予定時の年齢が原則49歳以下で、独立自営就農、雇用就農、親元就農のいずれかを目指すこと。
 - ・独立自営就農の場合は、就農後5年以内に認定新規就農者または認定農業者になること。
 - ・親元就農の場合は、家族経営協定等で対象者の責任・役割を明確にし、就農後5年以内に経営継承する、または独立自営就農することを確約すること。
- ② 県が認めた研修機関等で、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上の研修を受けること。
- ③ 原則として、前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が600万円以下であること。

※この他にも要件があります。

詳しくは公益社団法人みやぎ農業振興公社（TEL：022-342-9190）へお問合せください。

経営開始資金

次世代を担う農業者を志す、経営開始直後の新規就農者に対して交付されます。

- (1) 交 付 額 年間最大150万円（夫婦で就農・申請する場合は225万円）
- (2) 交付期間 最長3年間
- (3) 対 象 者 農業経営開始後3年以内の独立自営就農者かつ認定新規就農者
- (4) 主な採択要件

- ①独立自営就農時の年齢が原則49歳以下の認定新規就農者
- ②以下の要件を満たす独立自営就農であること
 - (ア) 農地の所有権または利用権を有していること
 - (イ) 主要な農業機械・施設を所有または借用していること
 - (ウ) 生産物や生産資材等を自身の名義で出荷・取引すること
 - (エ) 農産物等の売上や経費支出等の経営収支を、自身名義の通帳・帳簿で管理すること
 - (オ) 経営を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると市町村長に認められること。
- ③地域計画のうち目標地区に位置づけられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- ④原則として、前年の世帯所得（親子及び配偶者の範囲）が600万円以下であること。

※この他にも要件があります。詳しくは市町村の農政担当課へお問合せください。

経営発展支援事業

就農後の経営発展に必要な機械・施設等の導入に対し補助金が交付されます。

- (1) 交付額 最大750万円（経営開始資金受給者は375万円）
※機械・施設等導入費用の3/4（国1/2、県1/4）が上限
- (2) 対象者 令和6年度または令和7年度中に独立自営就農する認定新規就農者（原則49歳以下）
- (3) 補助対象 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械リース等
- (4) 主な採択要件

主な交付要件：

- ①独立・自営就農する認定新規就農者であること（令和6年度以降が対象）
- ②経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること
※親元就農者の場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承し、継承する経営を
発展させる計画（売上1割増等）であること
- ③目標地図に位置付けられている、若しくは農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- ④本人負担分について金融機関から融資を受けていること

※この他にも要件があります。詳しくは市町村の農政担当課までお問い合わせください。

上記の事業とは別に、将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられる、49歳以下の認定新規就農者等を対象とする、「地域計画早期実現支援枠」があります。経営開始資金との併用はできないなど、要件が異なりますので、詳しくは市町村農政担当課までお問い合わせください。

世代交代・初期投資促進事業（令和6年度補正事業）のうち世代交代円滑化タイプ

将来の担い手の円滑な確保を図るため、親元就農を含む新規就農者の経営継承・発展に向けた取組を支援します。

- (1) 交付額 補助対象①②合計で国の補助額最大600万円
※補助対象①は国1/3、県又は市町村1/3（任意）②は国1/2、県1/4が上限
- (2) 対象者 令和4年度以降に農業経営を開始した者又は法人であること
- (3) 補助対象 ①農業用機械・施設等の修繕・移設・撤去等の経営資源の有効利用
法人化、専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組（共同申請可能）
②機械・施設等の導入や改良、家畜の導入、果樹の新植・改植等
- (4) 主な採択要件

- ①将来像が明確化された地域計画又は目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画に位置付けられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること
- ②原則49歳以下の認定新規就農者、認定農業者
- ③青色申告を行うこと
- ④機械・施設の取得費用等について、金融機関から融資を受けていること
- ⑤経営開始資金、経営発展支援事業等との併用がないこと

※この他にも要件があります。詳しくは市町村の農政担当課までお問い合わせください。

2. (一社) 宮城県農業会議からの情報提供

(一社)宮城県農業会議(以下、農業会議)は、「農業委員会等に関する法律」に基づき、農業委員会ネットワーク機構として宮城県知事から指定された組織で、市町村農業委員会と密に連携した取組を行っています。

農業委員会組織では、農地法関連業務のほか、農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を主要業務としており、以下のとおり新規就農支援を行っています。

農地の権利移動や利用調整を行う農業委員会への支援

- 農地の権利移動や利用調整を行う農業委員会への支援として、農業委員会相互の連絡調整、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局への研修等を行っています。農地の取得や貸借、就農に関しては農業委員会へご相談ください。
- 市町村農業委員会が作成する新規就農希望者向けPR資料を収集・更新し、ホームページで提供しています。PR資料には市町村の特徴や支援体制、紹介可能な農地情報等について記載があります。是非、就農希望地やお住まいの市町村の資料をご覧ください。



農業会議HP
(PR資料)

農地に関する情報の提供

- 農地に関する情報の収集、整理及び提供、農地等の確保・有効利用の推進のための支援を行っています。
- 農地情報のサイトとしてeMAFF農地ナビ(農林水産省所管)が運用されています。eMAFF農地ナビでは、農業委員会等が整備している農地台帳及び農地を、農地法に基づきインターネット上で公表していますので、就農を希望される市町村の農地情報の検索にご活用ください。



eMAFF農地ナビ

その他

- 農業会議では「農業をはじめ.jp(全国新規就農相談センター)」で、研修を実施している農業法人の情報掲載を支援しています。研修法人情報には、研修中の待遇や、研修可能な営農作目および研修計画等が掲載されており、研修や雇用就農希望の方は、是非、ご覧ください。
- また、農業に係る法制度や税制、技術情報のテキストとなる「全国農業新聞」及び「全国農業図書」を取り扱っています。ご購入の際はお気軽にご相談ください。
- 農業者の老後の支えとして「農業者年金」を取り扱っています。積立方式・確定拠出型の公的年金です。お気軽にお問い合わせください。



農業をはじめ.jp
農業法人情報



農業会議HP
(図書・新聞)



農業会議HP
(農業者年金)



3. 宮城県内の産地提案書

角田市

移住者・若者大歓迎！！
農業で地域を盛り上げる仲間を募集中

角田市は、阿武隈川沿いに広がる米作地帯で、「ひとめぼれ」や「つや姫」などを作付けしています。また、比較的温暖で雪も少ないため、野菜・果樹・花き・畜産など多種多様な農業が行われています。

自営就農だけでなく、地域おこし協力隊や雇用就農など、安定した収入が見込める就農もあり、それぞれに合った営農スタイルをサポートします。

実は、先輩農家や担当職員にも移住者が沢山います。移住の不安や悩みにも親身になって相談に乗ります。是非お問い合わせください。



就農支援

角田市では、角田市農業振興公社が窓口となり、相談→農地の紹介・見学→経営計画の作成→補助金の案内→就農までをワンストップでサポートします！

移住や自営就農だけでなく、「農業には興味があるけど…」という方のご相談にも幅広く対応し、あなたに合った農業のスタイルを提案します。

あぶくま農学校

公社では、「あぶくま農学校」で都市部の小学生との農業交流事業や、就農希望者向けの農業体験「土の塾」を実施しています。

また、道の駅などで就農相談、移住相談イベントも行っています。日程はHPで公開しているので関心のある方は是非お問い合わせください。

新規就農者インタビュー

角田市農業振興公社HPでは角田市に就農した新規就農者へのインタビュー記事を公開しています。

新規就農者の中にも移住やUターンの先輩が沢山います。角田の魅力を聞いてみてください。(詳しくは右記QRコードをチェック)



お問合せ先：(公社) 角田市農業振興公社 TEL：0224-63-2328 E-mail：kakuda@kakunou.or.jp
角田市農林振興課 TEL：0224-63-2119 E-mail：nourin@city.kakuda.lg.jp

蔵王町

蔵王の自然の中で農業を！

農業と観光の町、蔵王町。霊峰蔵王がもたらす豊かな自然の中で、1年を通じてさまざまな農産物が収穫されます。日本梨やりんご等の果樹類を始め、大根・里芋・つるむらさきなど県内でも有数の生産量を誇る作物がたくさんあります。他にも酪農や畜産、養鶏、稲作なども盛んにおこなわれています。

農業の町、蔵王で、農業始めてみませんか？ご相談お待ちしております！

就農支援体制

蔵王町ほか関係団体等と協力しながら就農をサポートしていきます。

就農相談について、どんな些細なことでも構いません。随時受け付けていますので、ぜひお問い合わせください。



新規就農者支援策

●蔵王町農業経営者育成対策支援事業
担い手として、蔵王町の農業経営者になる強い意志がある方を支援します。

・支援内容
年間60万円 × 5年間

他にも、

- 蔵王町特定園芸施設促進事業補助金
 - 蔵王町果樹振興新植対策事業補助金
 - 蔵王町収入保険加入促進事業補助金
- など、複数の農政関係補助事業があります。

※詳しくは蔵王町農林観光課までお問い合わせください。

お問合せ先：蔵王町農林観光課ブランド振興係
TEL：0224-33-3004 E-mail：brand@town.zao.miyagi.jp

七ヶ宿町

七ヶ宿町で農家になりませんか？

七ヶ宿町は、豊かな自然・白石川の源流のきれいな水を活かした米づくりが盛んな町です。平成30年には、宮城県内のコメを通じた農業振興と地域づくりの優れた取り組みを表彰する「オリザ賞」で、七ヶ宿源流米ネットワークが大賞を受賞しました。近年は、涼しい気候を活かしたブロッコリーや玉ねぎの生産に取り組む若手農家もいます。



就農支援体制

- 新規就農者の機械導入や施設整備等の事業に、補助率1/2上限100万円の補助を行います。
- 町の振興品目に定められた作物を栽培し販売する場合は、資材や種苗代を上限5万円まで助成します。

移住支援

- 地域の担い手として地域活動を行う30歳未満の方には、「次世代リーダー定住育成助成金」として、毎月2万円を最長3年間給付します。
- 空き家の改修には上限100万円の費用助成があります。

先輩就農者の声

- ブルーベリー農園と野菜の施設栽培を行いながら、繁忙期は農事組合法人ライスファーム七ヶ宿でアルバイトをしています。
- 地元の方々がとても協力的な七ヶ宿町は、互いに助け合う風習が根付いていて、新規就農者にとっては理想の土地だと思います。



お問合せ先：七ヶ宿町農林建設課

TEL：0224-37-2113 E-mail：shichi22@town.shichikashuku.miyagi.jp

柴田町

柴田町で花農家になりませんか？

柴田町は、「花のまち柴田」いうキャッチコピーのとおり、桜まつりや曼珠沙華など1年を通して花を楽しむことができる町です。柴田町内6つの直売所には花農家が丹精込めて育てた花々が並び、町内外から高い評価を受けています。

花のまち柴田で、人々の生活に色を添える花を育ててみませんか。



就農支援体制

柴田町・柴田町農業委員会・大河原農業改良普及センター・JAみやぎ仙南等が一体となって就農を支援します。

就農に対する相談は、随時行っております。柴田町農政課まで気軽にご相談ください。

求める人材

- 農業に興味のある方。
- 地域との交流ができる方。
- 健康で意欲のある方。
- 柴田町を元気にしてくれる方。

先輩就農者の声

新規就農するにあたって、一番不安な部分が販売力だと思いますが、柴田町には花卉生産組合と、柴田鉢花研究会の2つの組合があり、先輩花農家からの技術指導や販路確保の助言をもらうことができます。



お問合せ先：柴田町農政課

TEL：0224-55-2122

E-mail：agradm@town.shibata.miyagi.jp

川崎町

川崎町で農業はじめませんか？

川崎町は、蔵王山麓の豊かな自然のもと、冷涼な気候で過ごしやすい環境にあります。農作物は清らかな水による良質な米づくりが中心ですが、近年は耕作しやすい黒ぼく土壌を活かした園芸野菜の栽培も広がりを見せています。

町では、水稻や畜産に加えて園芸作物の栽培を推進し、野菜や果樹の栽培を始める新規就農者へ農業用機械やハウス導入を支援する事業等を独自に行っています。また、新たに就農をお考えの方には、農地等の紹介や就農相談など随時ご対応いたします。



就農支援体制

- 川崎町、川崎町農業委員会、大河原農業改良センター、JAみやぎ仙南等が総合的に就農を支援します。
- 農業技術指導員による営農に関する相談や就農後のフォローアップ体制も充実しています。
- 空き家バンクを活用した借家や農地の紹介も行っておりますので、まずはお気軽にお問合せください。

求める人材

- 川崎町に居住できる方
- 健康で農業に対する意欲がある方
- 地域との交流ができる方
- 水田を活用した土地利用型作物による営農を目指す方（大歓迎）

先輩就農者の声

株式会社耕不尽

川崎町地域おこし協力隊として3年間活動し、同じ野菜作りの師匠のもとで農業研修を受けていた仲間と共に農業生産法人を起業しました。地域の皆様からの温かいご支援をいただきながら、楽しく充実した日々を過ごしています。（代表）



お問合せ先：川崎町農林課農業係 TEL：0224-84-2304 E-mail：nourin@town.kawasaki.miyagi.jp

丸森町

手厚いサポート体制で皆さんの新規就農をサポートします！

丸森町は宮城県の最南端に位置し、町の北部を阿武隈川が貫流しています。農業はその支流地域の平坦部を中心に行われており、水稻や酪農が盛んな町です。

就農サポート体制が充実しており、町独自の補助制度（国の制度と合計で最大3,119万円）や関係機関と連携した技術指導体制を整えていますので、貴重な担い手である皆さんからのご相談をお待ちしております。



就農までの流れ

- 1 就農相談（役場・普及センター）
- 2 情報収集・農業体験
- 3 就農に向けたビジョンの検討
- 4 農業研修（1～2年）
- 5 農地・住居等の確保
- 6 新規就農（独立自営）

先輩就農者の声

4年前に地域おこし協力隊として着任し、未経験だったイチゴの栽培技術を一から学び、就農先の農業法人ではイチゴ部門を任されるようになりました。

住居だけが決まった状態で町に相談しに行ったのですが、とても親身になってサポートしていただき、無事に就農することが出来ました！



お問合せ先：丸森町農林課農政班 TEL：0224-72-2113 E-mail：nosei@town.marumori.miyagi.jp

仙台市

109万都市は農業都市の顔も持つ

仙台市は東部は太平洋に面した平坦地、西部は丘陵地と変化に富んだ山間地。

この恵まれた自然条件を活かし稲作をはじめ、野菜、花き、畜産など多彩な農業生産が行われています。

都市農業という立地環境と地域特性を活かし、農業を始めてみませんか。



新規就農相談会

- 市内で新規就農を希望する方を対象に、月1回新規就農相談会を開催しています。
- 仙台市、宮城県仙台農業改良普及センター、JA仙台、農業委員会の担当者が集まり、ご相談にお応えします。
- 参加ご希望の方は、お問い合わせください。

新規就農支援① 農業用小規模機械導入補助

農地の耕作に要する管理機、小型トラクター、防除機、除草機等の導入に対する補助を行います。

- 対象 認定新規就農者
- 補助率 1/2以内（上限10万円）



新規就農支援② パイプハウス設置補助

野菜や花き等の栽培に必要な施設（パイプハウス）の導入に対する補助を行います。

- 対象 認定新規就農者、認定農業者等
- 補助率 1/3以内
（1㎡あたりの上限あり）

お問合せ先：仙台市経済局農林部農業振興課

TEL：022-214-7327 E-mail：kei008130@city.sendai.jp

名取市

名取でせり農家になりませんか？

宮城は日本一のせりの生産県で、中でも名取のせりは、「仙台せり」のブランドで高い知名度と評価を受けております。しかし近年、生産者の高齢化、作業の大変さで年々生産量や作付面積が減少し、需要に供給が追いついていない状況です。

名取市には経験豊かな農家があり、初めてでも一から栽培技術を習得することができます。

せり栽培に興味のある方、是非ご相談ください。



就農支援体制

- 名取市では仙台せり新規生産者支援事業補助金制度など独自の支援制度をご用意しております。
- 相談については随時行っていますので、お問合せください。

求める人材

- 健康で意欲と根気のある方。
- 地域との交流ができる方。
- 出荷組合と一緒に取組める方。
- 原則、名取市に居住できる方。等

先輩就農者の声

- 名取市の上余田・下余田地区は地下水が豊富で、穏やかな気候はせりを栽培するのに適しています。
- 約400年前から栽培している歴史ある名取のせりはとてもやりがいのある作物です。この名取のせりを後世に伝えるためにも一緒にがんばっていきましょう。



お問合せ先：名取市生活経済部農林水産課

TEL：022-724-7186 E-mail：nousei@city.natori.miyagi.jp

亶理町

まもなく百寿！ 完熟・豊潤・リンゴを作ろう

亶理町は、県内でも有数の「リンゴ」の産地。
そして、あまみたっぷりの蜜を蓄えた完熟状態にしてから収穫・販売する
のが亶理流！

世間では、「幻のリンゴ」とも言われる亶理のリンゴを作ってみませんか？



就農の流れについて

1、就農相談

→就農について、希望や不安なこと、お話を聞かせてください！

2、就農の準備

→技術研修や営農計画、機械、施設整備等々。
大変苦勞します！

3、就農（フォロー）

→定植～管理～収穫まで定期的に支援！
喜びがいつそうこみ上げる！

4、様々な支援

→国、宮城県、町からの様々な公的支援
（補助金、農地、人材）を活用し、経営を
安定させましょう！
まずは、「思い」「考え」を話すことからして
みませんか？

リンゴ栽培

- リンゴの栽培は、定植してから収穫まで、最低3年はかかり、農業の中でも我慢と体力の必要な作物です。
- 亶理のリンゴは、さらに手をかける期間が長い為、より根気強さも求められます。
- しかしながら、長い間手塩にかけた分、収穫の喜びは人一倍高いです。
- 約100年の歴史ある亶理のリンゴ。産地の経験値を活かした先輩方の声や農業関係機関のフォロー体制も充実しています。

お問合せ先：亶理町農林水産課農政班

TEL：0223-34-0503 E-mail：nousui1@town.watari.miyagi.jp

大崎市

大崎市でネギ農家になりませんか？

大崎市は、露地野菜（ネギ）での新規就農者が多く、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、経営開始資金の交付者も県内1位です。

ネギ栽培に必要な機械導入補助金が受けられる等、就農後の支援制度も充実しています。

ネギの栽培に興味がある方は是非一度ご相談ください。



就農支援体制

農業イノベーション総合支援事業 ～就農チャレンジ支援～

認定新規就農者に対し、農業機械等の導入を支援します。

*農業機械・施設等環境支援

就農に必要な農業機械の導入や、施設整備を実施する際に補助金を交付します。

- 補助率：対象経費の1/2以内
- 上限額：50万円
- 事業を活用して導入できる機械（例）
 - ・トラクター
 - ・管理機、調整機、皮むき機
 - ・野菜保冷库
 - ・ロータリー、畦塗り機

先輩就農者の声

- 農業大学卒業後に就農しました。農業は手をかけた分、生産量や品質の良さが目に見えるため、やりがいを感じています。
また、人とのつながりがとても大事ですね。就農後に入会した4Hクラブは情報共有できる場として大切だと思っています。



ネギ農家のYさん

お問合せ先：大崎市産業経済部農政企画課 TEL：0229-23-7090

加美町

移住・就農を支援しています

加美町は、宮城県仙台市から北に40kmほどの大崎平野の西側に位置しています。

水稻を始めとした農産物栽培が盛んで、ネギの栽培では県内における一大産地となっており、「なかにいだねぎ」のブランド名で仙台や首都圏へ周年出荷しています。



6次産業化支援

町内に住所を有する者が、町内農林産物を活用して新商品の開発や販路拡大を目指すために機械の導入、施設整備、パッケージのデザイン作成などを行う場合に、加美町新商品開発・販路拡大支援事業により経費の一部を補助します。詳しくは加美町農林課（連絡先 0229-63-3408）にお問い合わせください。

地域おこし協力隊

加美町では、農業の担い手として、加美町に定住し、就農する意欲のある方を「地域おこし協力隊」として募集しています。先輩農家の技術指導を受けながら、最大3年間で就農を目指す方を支援します。詳しくは加美町ひと・しごと推進課（連絡先 0229-63-5611）にお問い合わせください。

移住支援

- 町外から転入される方が加美町に新たに住宅を取得（新築又は中古住宅）する場合に、取得経費の一部（最大100万円）を助成する加美町ファミリー住ま居る（スマイル）住宅取得補助金を交付します。
- 町への移住を検討している方に対し、交通費や宿泊費の一部の補助を行い、先輩農家や地域の方との交流、農地付き空き家などの住まいが見学できる「加美町体験プライベートツアー」を実施しています。
- 移住に関しては、加美町ひと・しごと推進課（連絡先0229-63-5611）へご相談ください。

お問合せ先：加美町農林課 TEL：0229-63-3408 E-mail：nourin@town.kami.miyagi.jp

栗原市

住みたい田舎東北エリアで上位に輝いた地で農業を始めませんか？

宮城県の北部、岩手県と秋田県との県境に位置し、宮城県内でもっとも広い面積を誇ります。水稻を中心とした農業が本市の基幹産業となっています。市内全耕地面積の85%が水田ですが、栗原産仙台牛のブランド化や転作田等を用いた野菜、花き、果樹、特用林産など、畜産・園芸部門にも力を入れています。



就農支援体制

栗原市・栗原農業改良普及センター・農業協同組合・農業委員会が連携し、就農及び就農計画作成を支援します。

相談は随時受け付けております。お気軽にご連絡ください。

移住支援

- 若者定住促進助成事業
- 空き家バンク制度
- 空き家リフォーム助成事業
- 結婚新生活支援事業
- 移住支援金
- お試し移住体験事業

補助金内容については、右のQRコードよりご確認ください。



新規就農者支援策

農業関係の補助事業を多数用意しています。

例えば・・・

◆園芸用ハウス整備支援事業

市内に新設・整備する園芸用ハウスで市が定める園芸振興作物を販売目的で栽培する場合、経費の一部を補助します。

- 対象経費：園芸用ハウスの新設及び中古ハウスの再生に要する経費
- 補助率：対象経費の1/3以内（上限50万円）

その他の補助金は右のQRコードよりご確認ください。



お問合せ先：栗原市農林振興部農政園芸課 TEL：0228-22-1135 E-mail：nosei@kuriharacity.jp

石巻市

移住から就農までサポートします

比較的温暖で降雪量が少ない気候を生かして、施設園芸をはじめ、稲作・畜産がバランス良く展開されています。市では、シェアハウス機能を持つ【石巻市農業担い手センター】で『農業担い手育成事業』を実施しています。移住から就農までご希望の就農スタイルに合わせ、総合的な伴走型の支援を行っております。ぜひ一度ご相談ください。

移住支援

【シェアハウス】

現在市内1か所（桃生町）で運営しております。新たな土地での新生活におけるハードルを少しでも低くするため、資金的な負担の軽減、仲間のいる暮らしのご提案を行っております。

就農相談会

毎月、第二・第四土曜日に個別就農相談会を実施しております。オンライン・オフラインで対応しております。お気軽にお問い合わせください。



就農体験

宮城県内の生産者をゲストに招き、就農までの過程や現状を知る「石巻農学」や、石巻での「農」のある暮らしを体験するプログラムである「お試し移住ツアー」を実施しております。開催日程についてはInstagram (@ishinomakishi.nnc) をご確認ください。



お問合せ先：石巻市農林課 TEL：0225-95-1111 E-mail：isindustry@city.ishinomaki.lg.jp
石巻市農業担い手センター（運営：一般社団法人イシノマキ・ファーム）
TEL：0225-90-4748 E-mail：contact@ishinomaki-farm.org

東松島市

将来地域の中心経営体として
活躍できるようにサポートします！

東松島市は、太平洋沿岸に面し、冬場の雪も少なく日射量も多い恵まれた環境から、古くから春野菜を中心に産地化されてきました。石巻青果花き地方卸売市場が市内に立地しているため、少量多品目の野菜づくりが盛んな地域です。

これまでも宮城県内で初めてとうもろこし「味来」を産地化したり、今では全国で知られている「ちぢみほうれん草」は、本市（旧矢本町）が発祥とされており、園芸品目を定着する土壌がチャレンジ精神の高い生産者を育てます。



“東松島市独自” 新規就農支援事業補助金

市内在住者で市内で農業を始めた新規就農者への補助金として、月額30,000円（年間最大36万円、最長3年間）を交付します。

※詳しい交付要件等はお問い合わせください。

東松島市、東松島市農業委員会、石巻農業改良普及センター、JAいしのまき等が一体となり就農を支援します。

農業を始めたい人向け 宿泊施設（短期滞在用）

就農希望者・新規雇用就農者・認定新規就農者が利用できる「新規就農者技術習得管理施設」を完備。

利用の流れ等については、市ホームページからご確認ください。



お問合せ先：東松島市 産業部 農林水産課
TEL：0225-82-1111 E-mail：nousei@city.higashimatsushima.miyagi.jp

登米市

登米市で農業を始めたいあなたを応援します！

年間3千トンを出荷し、約8億円の売り上げなど県内一の生産量を誇る登米市のきゅうり。国の指定産地となっており、県農産物品評会で最高賞を受賞する農家がいるなど品質も折り紙付です。

登米市では、新規就農を希望する皆さんへ関係機関が一丸となって相談から研修・就農までを支援する伴走型の体制を構築しています。また、経営開始時に市独自の就農支援策により支援を行っており、登米市へ移住し農業を始めたい方への研修支援に対応しております。

登米市で農業を始めませんか。

就農支援体制

- 園芸用ハウス整備事業
- 園芸用機械整備事業
- 登米農業マイスター事業

就農支援体制

- 就農相談会（毎月第2水曜日）
県普及センター、農協、農業委員会、市が一丸に会して就農相談会を開催。相談カルテを事前に作成し、規就農相談者への対応をスムーズに行っています。また、就農相談フェスト等へも参加しております。お気軽に足を運んでみてください！

移住・研修支援

- みやぎ農業研修生滞在施設への入居
新規就農希望者が自宅以外の市内農家等で研修を行う場合、優先的に入居できます。（最長5年）



お問合せ先：登米市産業経済部 産業総務課 農業経営支援係

TEL：0220-34-2716（直通） E-mail：sangyosomu@city.tome.miyagi.jp

南三陸町

森里海人のちめぐるまち
南三陸で農業をはじめよう

南三陸町は太平洋沿岸に位置し、ラムサール条約登録湿地の志津川湾を有する豊かな自然に恵まれた地域です。水稻、畜産のほかに菊やねぎなどの生産が行われてきました。近年では、こまつなや中山間地の特色を活かしたりんご、桃などの果樹のほか、ワイン用ブドウ、枝もの用クロマツの栽培なども行われています。

海と山の幸にも恵まれた南三陸町に興味を持っていただき、ここでの就農・移住をぜひ検討してください。



就農支援体制

南三陸町、気仙沼農業改良普及センター、新みやぎ農業協同組合、農業委員会が一体となって就農を支援します。

就農相談は随時受け付けています。お気軽に下記の担当までご連絡ください。

先輩就農者の声

- 20代女性 露地果樹・野菜あわせて65a。
収穫した果樹・野菜を使用したクレープの販売も行っています。
- 30代女性 藍10a 麦類5a
藍を活用した藍染体験や宿泊研修を提供。自家製麦のパンも提供しています。
- 40代男性 セリ22a

移住支援

- 健康で農業に意欲のある方。
- 地域との交流ができる方。
- 南三陸町に居住できる方。
（南三陸町移住・定住支援センターで相談を受け付けています）



お問合せ先：南三陸町農林水産課

TEL：0226-46-1378 E-mail：nourin@town.minamisanriku.miyagi.jp

4. 関係機関の連絡先一覧

宮城県農業経営・就農支援センター

宮城県農業経営・就農支援センターは、農業経営基盤強化促進法に基づき宮城県が設置しています。

●相談窓口：公益社団法人 みやぎ農業振興公社 担い手育成班

仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17 電話：022-342-9190 [WEB : https://www.miyagi-agri.com/](https://www.miyagi-agri.com/)

●サテライト相談窓口

- ① 大河原農業改良普及センター 大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎内）
地域農業第一班 電話：0224-53-3519 [WEB : https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-nokai/](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-nokai/)
- ② 亘理農業改良普及センター 亘理町逢隈中泉字本木 9
地域農業班 電話：0223-34-1141 [WEB : https://www.pref.miyagi.jp/site/wrnk/index.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/wrnk/index.html)
- ③ 仙台農業改良普及センター 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17（宮城県仙台合同庁舎内）
地域農業班 電話：022-275-8320 [WEB : https://www.pref.miyagi.jp/site/sdnk/index.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/sdnk/index.html)
- ④ 大崎農業改良普及センター 大崎市古川旭四丁目 1-1（宮城県大崎合同庁舎内）
地域農業班 電話：0229-91-0727 [WEB : https://www.pref.miyagi.jp/site/osnokai/index.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/osnokai/index.html)
- ⑤ 美里農業改良普及センター 美里町北浦字笹館 5
地域農業班 電話：0229-32-3115 [WEB : https://www.pref.miyagi.jp/site/misato-index/index.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/misato-index/index.html)
- ⑥ 栗原農業改良普及センター 栗原市築館藤木 5-1（宮城県栗原合同庁舎内）
地域農業班 電話：0228-22-9437 [WEB : https://www.pref.miyagi.jp/site/khnokai/index.html](https://www.pref.miyagi.jp/site/khnokai/index.html)
- ⑦ 登米農業改良普及センター 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5（宮城県登米合同庁舎内）
地域農業班 電話：0220-22-8603 [WEB : https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmsgsin-n/hukyuu.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmsgsin-n/hukyuu.html)
- ⑧ 石巻農業改良普及センター 石巻市あゆみ野 5-7（宮城県石巻合同庁舎内）
地域農業班 電話：0225-95-7612 [WEB : https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/is-nokai/index.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/is-nokai/index.html)
- ⑨ 気仙沼農業改良普及センター 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6（宮城県気仙沼合同庁舎内）
地域農業班電話：0226-25-8068
[WEB : https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ks-tihouken-n/kesennumanoukai.html](https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ks-tihouken-n/kesennumanoukai.html)

●農地や研修に係る相談窓口

=各市町村の農業委員会=

農業委員会は、農業委員及び農地利用最適化推進委員を中心に組織されている行政委員会で、新しく農業を始めようとする人が農地を取得するには、農業委員会での手続きが必要となります。

宮城県内農業委員会マップ（(一社)宮城県農業会議） <http://www.miyanoukai.jp/nouikatudou>

=農業協同組合（農協、JA）=

農業協同組合は農業者によって組織された協同組合であり、農業経営や農村で生活するうえで重要な役割を果たしています。農協では、農業資材・生活物資の斡旋、農畜産物の集荷・販売、金融業務等を行っています。

=宮城県農業大学校=

農業の基礎から応用まで、体系的・総合的に技術や知識を学ぶことができます。

社会人等に向けた農業研修「ニューファーマーズ・カレッジ」も運営しています。

所在地：宮城県名取市高館川上字東金剛寺 1

電話：022-383-8138 [WEB : http://www.pref.miyagi.jp/noudai/](http://www.pref.miyagi.jp/noudai/)



市町村相談窓口



※サテライト窓口（農業改良普及センター）管内順

市町村名	課名	担当班等	電話番号	E-mail
白石市	市民経済部農林課	農業振興係	0224-22-1253	norin@city.shiroishi.miyagi.jp
角田市	(公社)角田市農業振興公社		0224-63-2328	kakuda@kakunou.or.jp
蔵王町	農林観光課	ブランド振興係	0224-33-3004	brand@town.zao.miyagi.jp
七ヶ宿町	農林建設課	農林係	0224-37-2113	shichi22@town.shichikashuku.miyagi.jp
大河原町	農政課	農政係	022-87-6277	nousei-ni@town.ogawara.miyagi.jp
村田町	農林課	農業振興班	0224-83-6406	mura-nou@town.murata.lg.jp
柴田町	農政課	農政班	0224-55-2122	agradm@town.shibata.miyagi.jp
川崎町	農林課	農業係	0224-84-2304	nourin@town.kawasaki.miyagi.jp
丸森町	農林課	農政班	0224-72-2113	nosei@town.marumori.miyagi.jp
仙台市	農林部農業振興課	担い手支援係	022-214-7327	kei008130@city.sendai.jp
塩竈市	産業建設部水産振興課	浅海農政係	022-364-2222	suisan@city.shiogama.miyagi.jp
名取市	生活経済部農林水産課	水田農業係	022-724-7153	nousei@city.natori.miyagi.jp
多賀城市	都市産業部産業振興課	農政係	022-368-4205	nosei@city.tagajo.lg.jp
岩沼市	産業振興課	農政係	0223-23-0537	nousei@city.iwanuma.miyagi.jp
富谷市	農林振興課	農政担当	022-358-0523	nourin@tomiya-city.miyagi.jp
亘理町	農林水産課	農政班	0223-34-0503	nousui1@town.watari.miyagi.jp
山元町	農林水産課	政策推進班	0223-37-1119	nousui.s@town.miyagi-yamamoto.lg.jp
松島町	産業観光課	産業振興班	022-354-5707	sangyou@town.matsushima.miyagi.jp
七ヶ浜町	まちづくり振興課	産業振興係	022-357-7444	sangyou@shichigahama.com
利府町	経済産業部農林水産課	農林水産係	022-767-2191	nousui@rifu-cho.com
大和町	農林振興課	農政係	022-345-1119	norin@town.taiwa.miyagi.jp
大郷町	農政商工課	農政係	022-359-5503	nosei@town.miyagi-osato.lg.jp
大崎市	産業経済部農政企画課	農業経営・水田農業担当	0229-23-7090	nousei@city.osaki.miyagi.jp
色麻町	農林課	農業振興対策係(色麻町担い手支援センター)	0229-65-2154	nosin@town.shikama.miyagi.jp
加美町	農林課	農業振興係	0229-63-3408	nourin@town.miyagi-kami.lg.jp
涌谷町	産業振興課	農林振興班	0229-25-8511	gr-noushin@town.wakuya.miyagi.jp
美里町	産業振興課	農業振興係	0229-58-2374	sanshin@town.misato.miyagi.jp
栗原市	農政園芸課	企画係	0228-22-1135	nosei@kuriharacity.jp
石巻市	農林課	農業振興係	0225-95-1111	isindustry@city.ishinomaki.lg.jp
東松島市	農林水産課	農業政策係	0225-82-1111	nousei@city.higashimatsushima.miyagi.jp
登米市	産業経済部産業総務課	農業経営支援係	0220-34-2716	sangyosomu@city.tome.miyagi.jp
気仙沼市	農林課	農政係	0226-22-3439	norin@kesennuma.miyagi.jp
南三陸町	農林水産課	農林業振興係	0226-46-1378	nourin@town.minamisanriku.miyagi.jp